

平成24年第6回常陸太田市議会定例会会議録

平成24年12月20日（木）

議 事 日 程（第5号）

平成24年12月20日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第81号ないし議案第94号
請願第4号ないし請願第5号
- 日程第 2 議員提案第 6号 常陸太田市議会基本条例等の一部改正について
議員提案第 7号 常陸太田市議会会議規則の一部改正について
議員提案第 8号 議員定数検討特別委員会の設置について
- 日程第 3 議員派遣について
- 追 加 日 程 議員提案第 9号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について
- 追 加 日 程 議員提案第10号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の
充実を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告（討論・採決）
- 日程第 2 議員提案第6号ないし議員提案第8号（提案理由説明・討論・採決）
- 日程第 3 議員派遣について（採決）
- 追 加 日 程 議員提案第 9号（提案理由説明・採決）
- 追 加 日 程 議員提案第10号（提案理由説明・採決）

出席議員

13番	後 藤 守 議 長	16番	川 又 照 雄 副議長
1 番	藤 田 謙 二 議 員	2 番	赤 堀 平二郎 議 員
3 番	木 村 郁 郎 議 員	4 番	深 谷 渉 議 員
5 番	鈴 木 二 郎 議 員	6 番	平 山 晶 邦 議 員
7 番	益 子 慎 哉 議 員	8 番	菊 池 伸 也 議 員
9 番	深 谷 秀 峰 議 員	10番	高 星 勝 幸 議 員
12番	成 井 小太郎 議 員	13番	茅 根 猛 議 員
14番	片 野 宗 隆 議 員	15番	福 地 正 文 議 員
16番	山 口 恒 男 議 員	19番	黒 沢 義 久 議 員
20番	沢 畠 亮 議 員	21番	高 木 将 議 員
22番	宇 野 隆 子 議 員		

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	梅 原 勤 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	江 幡 治 総 務 部 長
佐 藤 啓 政策企画部長	岡 部 芳 雄 市民生活部長
塙 信 夫 保健福祉部長	井 坂 孝 行 産 業 部 長
鈴 木 典 夫 建 設 部 長	荻 津 一 成 会 計 管 理 者
鈴 木 則 文 上 下 水 道 部 長	福 地 壽 之 消 防 長
山 崎 修 一 教 育 次 長	宇 野 智 明 秘 書 課 長
植 木 宏 総 務 課 長	中 村 弘 監 査 委 員

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長	関 勝 則 次長兼議事係長
榊 一 行 総 務 係 長	

午前 10 時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 21 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 委員長報告

○後藤守議長 日程第 1，委員長報告を行います。

議案第 81 号から議案第 94 号まで、並びに請願第 4 号，請願第 5 号，以上 16 件を一括議題として、各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長益子慎哉議員の報告を求めます。7 番益子慎哉議員。

〔総務委員長 益子慎哉議員 登壇〕

○総務委員長（益子慎哉議員） おはようございます。総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成 24 年第 6 回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第 103 条及び 136 条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第 82 号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 91 号平成 24 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 9 号）について、原案可決すべき

ものと決定。

請願第5号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願，採択すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 次，文教民生委員長深谷秀峰議員の報告を求めます。9番深谷秀峰議員。

〔文教民生委員長 深谷秀峰議員 登壇〕

○文教民生委員長（深谷秀峰議員） 文教民生委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成24年第6回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条及び136条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第81号 常陸太田市西山研修所の設置及び管理に関する条例の制定について，原案可決すべきものと決定。

議案第83号常陸太田市清掃センターの設置及び管理に関する条例及び常陸太田市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第86号常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置，管理及び処分に関する条例及び常陸太田市立里美中学校建設基金の設置，管理及び処分に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第87号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について，原案可決すべきものと決定。

議案第88号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について，原案可決すべきものと決定。

次のページに参ります。議案第89号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について，原案可決すべきものと決定。

議案第92号平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第93号平成24年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第94号平成24年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について，原案可決すべきものと決定。

請願第4号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書提出を求める請願書，採択すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 次，産業建設委員長高星勝幸議員の報告を求めます。10番高星勝幸議員。

〔産業建設委員長 高星勝幸議員 登壇〕

○産業建設委員長（高星勝幸議員） 産業建設委員会の審査の結果について，お手元に配付して

あります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成24年第6回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第84号常陸太田市簡易水道事業給水条例及び常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第85号常陸太田市下水道条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第90号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

議案第82号について、討論の通告がありますので発言を許します。22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。議案第82号市職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

昨年に引き続く今回の給与の引き下げは、職員とその家族の生活、さらには民間労働者の給与と景気にも深刻な影響をもたらすものです。8月4日に出された人事院勧告に準じた措置を講ずることに伴い、当市職員の給与を改定する条例の一部改正ですが、今回55歳を超える職員のこれまで2号級上がっていた給与が、改正で昇給なし、2号級がゼロとなります。1月1日現在の職員数639名のうち、全体の15.18%に当たる97名の職員が対象となります。市の評価制度は現在試行中ですが、その制度によれば、勤務成績が極めて良好、特に良好であれば市規則で1号給あるいは2号級昇給する場合もあることになってはいますが、55歳を超える職員の昇給なし、ゼロは認められません。

地域経済に与える打撃もはかり知れず、家計収入の減少に伴う消費の後退は、リーマンショック以来の経済危機や円高不況に拍車をかけ、地域経済をさらに深刻化させるものです。輸出頼みから内需拡大による経済の立て直しが求められているとき、これは逆行するものです。今深刻な景気悪化の中で国民の家計を応援する政治こそ求められています。職員の懐を冷え込ませる賃金の引き下げを押しつけるのでは、国民の暮らしも経済の立て直しもできません。市民生活を守る第一線で、日夜懸命に努力している職員の士気にも影響いたします。人件費、定数削減を見直し、超勤の解消、メンタルヘルス対策の充実、非正規職員の処遇改善等を進め、市民のために安心し

て働ける職場をつくることも必要になっていることをあわせて指摘し、反対討論といたします。

○後藤守議長 以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 1 号常陸太田市西山研修所の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 1 号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第 8 2 号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第 8 2 号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

議案第 8 3 号常陸太田市清掃センターの設置及び管理に関する条例及び常陸太田市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 8 4 号常陸太田市簡易水道事業給水条例及び常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について、議案第 8 5 号常陸太田市下水道条例の一部改正について、議案第 8 6 号常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例及び常陸太田市立里美中学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、議案第 8 7 号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第 8 8 号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第 8 9 号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第 9 0 号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第 9 1 号平成 2 4 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 9 号）について、議案第 9 2 号平成 2 4 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 9 3 号平成 2 4 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 9 4 号平成 2 4 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、以上 1 2 件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 3 号から議案第 9 4 号まで、以上 1 2 件については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

請願第4号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書提出を求める請願書、請願第5号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める請願、以上2件については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第4号、請願第5号については、採択することに決しました。

日程第2 議員提案第6号ないし議員提案第8号

○後藤守議長 次、日程第2、議員提案第6号常陸太田市議会基本条例等の一部改正について、議員提案第7号常陸太田市議会会議規則の一部改正について、議員提案第8号議員定数検討特別委員会の設置について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番成井小太郎議員。

〔12番 成井小太郎議員 登壇〕

○12番（成井小太郎議員） 議長のお許しをいただきましたので、議案提案第6号、第7号、第8号について、お手元に配付してございます文書に基づきましてご提案申し上げます。

初めに、議員提案第6号常陸太田市議会基本条例等の一部改正についてでございます。常陸太田市議会基本条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成24年12月20日提出。提出者、常陸太田市議会議員成井小太郎。賛成者、同じく深谷渉、同じく高木将、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰、同じく益子慎哉、同じく鈴木二郎。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

今回の地方自治法の改正では、これまで法が想定していなかった事案の発生を受けて検討が行われてきたもので、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について改正が行われ、この改正に伴いまして必要な条例の整備を行うものであります。

次の2ページから5ページにかけまして、今回一部改正を行う5つの条例についての改正条文が記載されております。

今回の主な改正内容についてご説明申し上げますと、「政務調査費」の名称が「政務活動費」となることから、2ページの第1条、常陸太田市議会基本条例、3ページの第4条、常陸太田政務調査費の交付に関する条例、5ページの第5条、常陸太田市特別職報酬等審議会条例の3条の一部改正を行うものであります。特に3ページの政務調査費の交付に関する条例では、交付の目的を調査研究、その他の活動に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされたことから、第5条を改めるとともに、経費の範囲を別表で定め、透明性の確保に関する条文を新たに第10条として加えております。

また、前のページに戻りますが、2ページの第2条、常陸太田市議会委員会条例の一部改正に

つきましては、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間など、地方自治法で定めていた事項が条例に委任されたことによるものであり、第3条の常陸太田市議会図書室条例の一部改正につきましては、地方自治法の条項ずれに伴う例規整備であります。

5ページをお開き願います。附則でございますが、1の施行期日といたしまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行することといたします。2では、常陸太田市議会政務活動費に関する条例の経過措置について記載をしております。詳細につきましては、6ページ以降の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

次に、議員提案第7号常陸太田市議会会議規則の一部改正についてでございます。常陸太田市議会会議規則の一部を改正する規則と次のように制定するものとする。平成24年12月20日提出。提出者、常陸太田市議会議員成井小太郎。賛成者、同じく深谷渉、同じく高木将、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰、同じく益子慎哉、同じく鈴木二郎。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正を行うものであります。

次の2ページから5ページにかけまして、今回一部改正を行う条文が記載されております。今回の主な改正内容についてご説明申し上げますと、2ページの目次につきましては、これまで1条ごとに記載がされておりましたが、章・節単位に改めるため、目次の全部を改正いたしました。

次に3ページでございますが、常陸太田市議会基本条例の関係で、第64条中、一般質問の質問回数の制限を削り、協議または整備を行うための場として、第7章及び第166条を加え、5ページにある別表で会議の名称を定めております。

また、4ページでは、法改正に伴い、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致ができることとされたことから、第1章第9節及び第78条から5ページの第84条まで7条を新たに加えることにより、改正前の第78条以降の条文が7条ずつ繰り下がり、さらに第159条、第160条は8条繰り下がるものでございます。

6ページをお開き願います。附則でございますが、この規則は公布の日から施行する。ただし、第98条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行する。詳細につきましては、7ページ以降の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

続きまして、議員提案第8号議員定数検討特別委員会の設置についてでございます。上記について別紙のとおり、常陸太田市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成24年12月20日提出。提出者、常陸太田市議会議員成井小太郎。賛成者、同じく深谷渉、同じく高木将、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰、同じく益子慎哉、同じく鈴木二郎。

提案理由でございますが、常陸太田市議会の議員の定数について調査研究するため、本委員会の設置について提案するものであります。

次のページに参りまして、議員定数検討特別委員会の設置について、常陸太田市議会委員会条例第6条の規定により、11人の委員をもって構成する議員定数検討特別委員会を設置し、常陸太田市議会の議員の定数についてをこれに付託の上、調査が終了するまでの間、閉会中も継続す

るものであります。

以上3件、ご提案いたします。全議員の皆様から賛同賜りますようお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第6号から議員提案第8号まで、以上3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号から議員提案第8号まで、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 これより討論を行います。

議員提案第8号について討論の通告がありますので発言を許します。

22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。議員提案第8号議員定数検討特別委員会の設置について反対討論を行います。

提案理由として市議会の議員の定数について調査研究を行うためとあります。常陸太田市議会では9月の定例会で常陸太田市議会基本条例を制定しました。県内でも先駆けて作られた市議会基本条例は、常陸太田市議会が将来にわたって市民の負託に応えられる議会を目指し取り組むことを決定するため、議会の最高規範として本条例を制定するものであると、提案理由を述べております。私も及ばずながら議会活性化特別委員会の委員として制定に加わってまいりました。

この市議会基本条例の前文ですけれども、議会と議員の決意が述べられております。改めてこれを読み上げたいと思います。

常陸太田市議会は、市民の選挙により選出された議員により構成され、同じく市民の選挙により選出された市長との二元代表制であるとともに、市の最高の意思決定機関である。議会は市長、その他の執行機関と緊張ある関係を保持し、市政運営について調査・監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を行うことが求められている。

地方分権が進展し、国から地方への権限移譲により、地方自治体の自己決定、自己責任の拡大が進む中で、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすため、ここに議会

の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会と市民及び市長その他の執行機関との関係等に関する基本的事項を明らかにし、将来にわたって市民の負託に応えられる議会を目指し、取り組んでいくことを決意するものである。

議会及び構成員である議員が活動していくに当たり、この理念と目的を達成するため、議会の最高規範としてここに常陸太田市議会基本条例を制定するというを前文で述べられております。

私が反対の理由として挙げるのは、議員定数削減は、市民の声を届けるパイプを細くし、市民の声を届きにくくするとともに、市民の政治参加を狭めることになるからです。市議会は本来、市民の声をできる限り反映させることです。市町村合併して県内一広い面積を持つ本市で、1つはそれぞれの地域の住民の意思を代表する機能を持ち、2つには、自治権立法に基づく立法機能を持ち、3つには執行機関に対する批判、監視機能を持っています。その他機能もありますけれども、いずれにしても多様な住民の声を議会や行政に反映させるためには、市民の代表するにふさわしい数が必要です。定数削減は、議会制民主主義の根幹に触れる重要な問題です。

常陸太田市議会は、2004年12月1日合併時、68人の議員数で新しい常陸太田市として出発しました。その後住民投票があり、解散をして、2006年8月、定数が26人、4年後、2010年8月、22人となり、この現在の定数は、市町村合併する前の常陸太田市の定数22人と同数です。独立の議事機関である議会の定数を減らせば行政への監視機能が弱くなります。それはとりもなおさず多様な市民の声、民意を削ることになります。市政が少数の議員でチェックされ、市民の目が届かないところで執行されることにもなりかねません。議員定数の削減が議会改革であるかのように描き出しているところもあります。経費削減については、報酬や政務調査費についてはもちろん取り組まなければならないものだと思います。

確かに、市民の中に議員を減らせという声があります。これは市議会と議員活動の質を問う声であり、議会議員が常に自己研さんを行い、市民のために働く議会にするための議会改革が必要です。

日本共産党は、議会が開かれたものになるよう、今後より一層市民の声を反映できる議会となるよう努力して、全力を尽くすことをあわせて表明をして、議員定数検討特別委員会の設置については反対をし、討論いたします。

○後藤守議長 以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第6号常陸太田市議会基本条例等の一部改正について、議員提案第7号常陸太田市議会会議規則の一部改正について、以上2件については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号、議員提案第7号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議員提案第8号議員定数検討特別委員会の設置については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議員提案第8号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 ただいま設置された議員定数検討特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、藤田謙二議員、赤堀平二郎議員、深谷渉議員、鈴木二郎議員、益子慎哉議員、深谷秀峰議員、高星勝幸議員、成井小太郎議員、茅根猛議員、黒沢義久議員、高木将議員、以上11名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました11人を議員定数検討特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時41分再開

○後藤守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長、副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長、茅根猛議員、副委員長、高木将議員。

以上であります。

日程第3 議員派遣について

○後藤守議長 次、日程第3、お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしてありますとおりに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第9号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第9号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第9号

○後藤守議長 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

○後藤守議長 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。9番深谷秀峰議員。

〔9番 深谷秀峰議員 登壇〕

○9番（深谷秀峰議員） 議員提案第9号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第9号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものとする。平成24年12月20日提出。提出者、常陸太田市議会議員深谷秀峰。賛成者、同じく福地正文、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく山口恒男、同じく木村郁郎、同じく藤田謙二。

提案理由。国においては、肝炎対策基本法に基づいて、医原病であるB型・C型肝炎患者を救済するため、意見書をもって要望するものである。

次のページに参ります。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）。

わが国には、B型・C型肝炎感染者・患者が350万人いると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因

とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務が明記された肝炎対策基本法が平成２２年１月施行された。しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担などに苦しめられ、毎日約１２０人もの肝炎患者が亡くなっている。

「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が成立し、裁判を通じて補償・救済される仕組みができた。しかしカルテや明確な証明が必要なため、裁判に出して救済されるのはほんの一握りにすぎない。Ｃ型肝炎患者の９割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者、母子感染ではないとの証明などができないＢ型肝炎の大半の患者には補償・救済のしくみがなく、肝炎治療費そのものへの支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるをえず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるＢ型・Ｃ型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、いつでも、どこでも安心して治療が続けられるために、肝炎治療と生活を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国におかれては、肝炎対策基本法に基づいて、医原病によるＢ型・Ｃ型肝炎患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

１．肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化を進め、Ｂ型・Ｃ型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施すること。

２．肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めたＢ型・Ｃ型肝炎による肝硬変、肝がん患者への特別な支援策を講じること。

３．治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などを図ること。

４．肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、Ｂ型・Ｃ型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

５．医原病であるＢ型・Ｃ型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当・支援金を支給する法制度の確立によって、感染被害が償われ、持続的に治療が続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２４年１２月２０日、常陸太田市議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てとなります。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第9号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第9号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第10号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第10号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第10号

○後藤守議長 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

○後藤守議長 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。 7 番益子慎哉議員。

〔7 番 益子慎哉議員 登壇〕

○7 番（益子慎哉議員） お許しをいただきましたので、議員提案第 10 号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第 10 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第 99 条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものとする。平成 24 年 12 月 20 日提出。提出者、常陸太田市議会議員益子慎哉。賛成者、同、深谷渉、同、沢畠亮、同、後藤守、同、片野宗隆、同、成井小太郎。

提案理由。国においては、住民の安全・安心を実現するため、公務・公共サービスの体制・機能の充実を図るよう、意見書をもって要望するものである。

次のページに参りまして、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制の機能充実を求める意見書（案）。

昨年は、東日本大震災や台風などにより、全国各地で大きな被害が発生した。そのような状況の下、公務労働者は国・地方を分かつ、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。国の機関では、これらの活動に当たり、全ての地方、出先機関が本省と一体となって役割を発揮している。仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などの取り組みは極めて困難であったと考えられる。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民の生命・財産を守り安全・安心を確保するためには、国と地方の双方による責任と役割の発揮が不可欠なことが改めて明らかになった。

しかし、政府は「地域主権改革」や「独立行政法人の抜本的な見直し」を声高に主張し、国が定めている施設設置などの最低基準を緩和・廃止して地方自治体に委ねるとともに、公共サービスでの企業利益の追求を促進する「地域主権改革」一括法（第 1 次、第 2 次）を、昨年 4 月と 8 月に相次いで成立させた。11 月には、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」が閣議決定され、今通常国会に法案を提出するとなされている。また、一昨年 12 月に閣議決定した「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、今通常国会に国の出先機関の原則廃止や独立行政法人の削減のための法案を提出するとしている。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視され、東北地方太平洋沖地震の発生による地震活動の活発化も指摘されており、生活への不安が増幅している。こうした中で国に求められることは、地方自治体と共同し国民・住民の生命・財産を守り安全・安心を確保する責任と役割を発揮することである。

出先機関の原則廃止をはじめとする「地域主権改革」や県内にも多くの組織のある「独立行政法人の抜本的な見直し」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに、憲法第 25 条の完全保障を求める国民的要求にも背くものである。

よって、国におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

１．憲法第２５条の安全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実を図ること。

２．国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を見直し、防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。

３．独立行政法人の「見直し」に当たっては、国の責任で財政措置を行うとともに、自主性・自立性が発揮できる体制とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２４年１２月２０日、常陸太田市議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣宛てとなっております。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第１０号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第１０号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第１０号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第１０号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 以上をもって、今期定例会の議事は、全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成24年第6回市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会では、専決処分の承認、条例の制定と一部改正、指定管理者の指定、各会計の補正予算など、合わせまして16件につきましてご審議をいただきました。全ての案件につきまして、原案のとおり承認、可決を賜りまして、まことにありがとうございます。議員の皆様の慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げ、審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮してまいりたいと存じます。

また、国におきましては、現在政権交代に伴い、平成24年度の補正予算として景気対策を中心とした方向づけ、そしてまた、平成25年度以降の予算につきましては、これまでの中期財政フレームの見直しをして、予算要求のやり直しをするというようなことが発表されているところでございます。これらに伴い、国の動向に注視しながら、本市の平成25年度の予算編成に当たりましては、震災の復旧・復興、そしてまた、総合計画後期基本計画の具現化に向けまして予算編成に当たってまいりたいと考えております。

これからさらに厳しい寒さに向かう季節でございます。皆様にはご自愛をいただきまして、幸多き新年を迎えられることを心からお祈り申し上げるとともに、本市の最重要課題であります少子化・人口減少対策を初め、震災からの復旧・復興並びに原発事故への対応等について、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○後藤守議長 今期定例会は、12月7日から本日まで14日間、議員各位には、本会議、委員会を通し、慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成24年第6回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員